

登別市手話サポーター（手話推進支援員）養成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者（以下「聴覚障がい者等」という。）とのコミュニケーションをより円滑に行うことができるよう、登別市手話サポーター（手話推進支援員）養成講座（以下「講座」という。）を実施することにより、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙、手話表現技術等を習得した手話奉仕員を養成することを目的とする。

（実施主体）

第2条 登別市手話サポーター（手話推進支援員）養成事業（以下「事業」という。）の実施主体は、登別市とする。ただし、事業の全部又は一部を市長が適当と認める団体に委託することができる。

（講座の内容）

第3条 講座の内容は、次のとおりとする。

- （1）入門課程 相手の簡単な手話が理解でき、手話で挨拶、自己紹介程度の会話が可能なレベルまで履修する課程
 - （2）基礎課程 相手の手話が理解でき、特定の聴覚障がい者等とならば、手話で日常会話が可能なレベルまで履修する課程
- 2 前項各号の課程は、手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について（平成10年7月24日付け障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知）の手話奉仕員養成カリキュラムによるものとする。

（対象者）

第4条 入門課程を受講できる者は、市内に住所を有する者とする。

2 基礎課程を受講できる者は、入門課程を修了した者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者は、講座を受講することができる。

（受講の申込み）

第5条 前条の対象者が講座を受講しようとするときは、市長に登別市手話サポーター（手話推進支援員）養成講座受講申込書（別記様式第1号）を提出するものとする。

（受講料）

第6条 講座の受講料は、無料とする。ただし、講座の受講に係る教材費については、受講する者が負担するものとする。

(修了証書の交付)

第7条 市長は、入門課程又は基礎課程の修了時に、それぞれの課程において8割以上出席し、履修した者に対し、修了証書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月20日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年度登別市手話サポーター（手話推進支援員）養成講座受講申込書

年 月 日

登別市長 様

登別市手話サポーター（手話推進支援員）養成講座を受講したいので、次のとおり申し込めます。

ふりがな		性別	男・女
氏名			
住所			
生年月日	年 月 日		
連絡先	TEL： FAX：		
緊急連絡先	携帯電話番号： メールアドレス：		
受講申込課程	1 入門課程 2 基礎課程		
受講の動機			
使用テキストの購入	1 希望する 2 希望しない		
備考			

別記様式第2号（第7条関係）

第 号

修了証書

様

あなたは、 年度登別市手話サポーター養成講座の 課程を修了されたこと
を証します。

年 月 日

登別市長

印